

宇佐市給水施設整備緊急対策補助金交付要綱

平成 24 年 3 月 30 日
告示第 90 号

改正 令和 3 年 3 月 31 日宇佐市告示第 99 号
令和 3 年 4 月 22 日宇佐市告示第 145 号
令和 5 年 3 月 30 日宇佐市告示第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道未普及地域において住民の飲料水その他生活をするうえで必要な用水(以下この条において「飲料水等」という。)が、災害又は環境の変化等により確保できず、緊急に飲料水等の供給施設(以下「施設」という。)の新設、増設等が必要な地区等に対し、予算の範囲内において宇佐市給水施設整備緊急対策補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、宇佐市補助金等交付規則(平成 17 年宇佐市規則第 33 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象施設)

第 2 条 補助の対象となる施設は、公営水道区域外において、自治区又は概ね 10 世帯で組織される給水施設管理団体が使用する給水施設とする。ただし、地域住民の日常生活に支障をきたし、飲料水の確保に緊急を要する場合等で市長が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の対象となる経費(次条において「補助対象経費」という。)は、前条に規定する施設の新設・増設等に要する費用とする。ただし、次に掲げる経費は対象外とする。

- (1) 用地費及び個人の屋内給水工事費
- (2) 簡易な改修等給水施設の維持管理であって緊急性のないもの
- (3) 他の補助金が受けられるもの

(補助金額)

第 4 条 補助金額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額以内とする。ただし、100 万円を限度とする。

- 2 補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 補助金額が、10 万円に満たない事業については、補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付の申請は、区長又は給水施設管理団体の代表者が行わなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、施設の設置に係る工事に着手する前に補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の設置場所の位置図
- (2) 施設の平面図
- (3) 実施設計図書の写し又は見積書の写し
- (4) 収支予算書
- (5) 給水施設管理団体の場合にあつては、構成員の名簿及び区長の同意書

(交付の決定通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第 2 号)又は補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第 7 条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助の対象となった工事(以下「補助対象工事」という。)の内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を停止し、若しくは廃止しようとするときは、変更等承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、速やかに実績報告書(様式第 5 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 着工から完成に至るまでの補助対象工事の施行写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 収支精算書の写し

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、これを審査し、適正と認めるときは補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第7号)により補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があった後、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の取消しを決定したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第14条 この事業によって実施した施設は、申請者が自主的に維持管理し、当該施設の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和3年4月22日宇佐市告示第145号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日宇佐市告示第99号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。